

接続料の算定に関する研究会（第12回）議事録

1. 日時 平成30年4月24日（火） 17:28～19:02

2. 場所 総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、池田 千鶴 構成員、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員（以上、6名）

② オブザーバー

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部長

飯塚 智 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 黒田 勝己 経営企画部 営業企画部門長

KDDI株式会社 岸田 隆司 渉外部長

橋本 雅人 渉外部 ネットワーク企画調整グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 固定相互接続部 部長

後藤 綾美 渉外本部 固定相互接続部 コア相互接続課 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

永見 健一 政策委員長

大嶋 光一 政策副委員長

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長兼専務理事

NGN I P o E協議会 石田 慶樹 会長

外山 勝保 副会長

③ 総務省

古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、
安東事業政策課調査官、松井事業政策課企画官、大塚料金サービス課企画官、
大磯料金サービス課課長補佐

4. 議題

- (1) 開催要綱の改定について
- (2) 前回会合以降の関係する取組について
(総務省からの要請、平成 30 年度接続料申請等の内容)
- (3) 前回会合のフォローアップについて
(県間通信用設備、光ファイバ耐用年数等)
- (4) 「網機能提供計画」制度の見直しに係る論点について

【辻座長】 それでは、皆様、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。少し定刻より早いですが、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから接続料の算定に関する研究会第12回会合を開催したいと思います。

本日の議事進行を務めさせていただきます、座長の辻でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配付されております資料につきまして確認をさせていただきたいと思っております。事務局より確認をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。よろしくお願いいたします。

皆様のお手元には、座席表、議事次第、資料12-1から12-8まで、並びに参考資料12-1及び12-2を配付いたしております。また、構成員の皆様には、情報通信六法を置かせていただいております。ご確認をいただき、不足などがございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

また、マイクの使用方法について、念のためお知らせいたします。ご発言をされる際はモニターの左側の装置の一番下に横長のボタンがございますけれども、これを押していただきまして、マイクに緑色のランプが点灯した後にご発言をお願いします。ご発言が終わりましたら、再度同じ横長のボタンを押していただきまして、ランプを点滅させて消灯いただきますようお願いいたします。

【辻座長】 それでは、本日の議題でございますが、「開催要綱の改定」、「前回会合以降の関係する取組」、「前回会合のフォローアップ」、「『網機能提供計画』制度の見直しに係る論点」、以上の4つにつきまして、事務局から説明を受けるとともに、事業者、団体からのヒアリングを行い、質疑応答や意見交換を行いたいと思っております。

それでは、議事を開始いたします。

まず、「(1) 開催要綱の改定」につきまして、事務局から説明をいただいた上で、関係する団体からご発言をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 お手元に資料12-1として、本研究会の開催要綱の改定案をお配りしております。表の方は特段変更ないので、裏をご覧くださいと思います。このオブザーバーの一番下に「NGN I P o E協議会」ということで、団体の名前を1つ追加させていただくという案でございます。

こちらは、NGNのISP接続に係る議論の中で、いわゆるVNE事業者の方々のご意

見を聞きましただけでも、そういった方々の団体ができたということで、そちらから事務局にこの参加の要望をいただいたものでございます。ご議論をいただきまして、特段問題なければ、これでと思っておりますが、まずはご紹介までと思ひまして配らせていただきました。よろしくお願ひいたします。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、次に、NGN I P o E協議会から3分以内で簡潔にご発言をお願いしたいと思います。会長の石田様、よろしくお願ひいたします。

【NGN I P o E協議会】 NGN I P o E協議会の会長を務めております、石田と申します。本日はこのような席にお呼びいただき、本当にありがとうございます。

以前、12月の研究会、あるいはそれ以前の研究会におきまして、当時は個社のまとまりとして発言の機会をいただいたわけですが、その際にお約束いたしておりましたような協議会という形で、先般、本年3月14日にNGN I P o E協議会を設立させていただきます。

資料12-2にプレスリリース及び設立趣意書をご用意させていただいておりますけれども、基本的には日本のインターネットの普及と利用促進に係る諸事業の企画、立案及び実施、さらにはNGNのI P o E機能を活用した諸事業に関する啓発・広報活動、さらには日本のインターネット普及推進に向けた政策提言活動、その他という形で発足いたしております。

設立当初のプレスリリースには5社となっておりますけれども、資料12-2の最後のページにありますように、現在6社の会員が加盟しております。さらにNGNでI P o Eの直接接続をした事業者のみならず、ほかの方たちにも順次広げていくことも計画しているところでございます。

説明は簡単ですが以上となります。よろしくお願ひいたします。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、NGN I P o E協議会にはオブザーバーとして当研究会にご参加いただくことにつきましては、これまでもいろいろご発言いただいておりますので、妥当かと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【辻座長】 それでは、そのように取り運ばせていただきたいと思います。

それでは、NGN I P o E協議会には、今回の会合からほかのオブザーバーの方と同

様にご参加いただければありがたいと思います。

それでは、次に「(2) 前回会合以降の関係する取組」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それでは、資料12-3をご覧くださいませでしょうか。これは1枚だけですが、裏をご覧くださいませ、前回の会合が1月23日で行われました。その後、しばらく間が空いたということもありまして、前回の会合の後、主に総務省においてどういう関連の取り組みをしてきたのかということを一覧表にまとめさせていただいておりますので、ご紹介いたします。

まず、2月8日に前回の会合の議論を踏まえまして、本研究会として取りまとめたいただきました3種類の当面の方向性の確定版を総務省のホームページにおいて公表いたしました。

そして、2月26日に本研究会のご議論のさいありまして制定することができました、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」等一連の法令を公布させていただきました。

また、あわせて同日に、NTT東日本・西日本に対しまして、総務省からインターネット接続に関連する措置を文書により要請させていただいたほか、こちらも本研究会のご議論のさいありまして、いわゆるスタックテスト、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」を改めて策定させていただきまして、その策定しました指針に基づいて、今後、検証を行うこと等を同日にNTT東日本・西日本に文書により要請させていただきました。

このインターネット接続に関連する措置の要請内容やスタックテストの指針に関連する要請内容は、参考資料12-1として本日お配りしております。細かなところをご紹介いたしません、インターネット接続に関連する措置の要請文書の主な内容は2点でございます。

1点目は、P P P o E接続に関係するところ、いわゆる網終端装置を増設するための基準、こちらはNTT東日本・西日本において定められているもの、また、これからも定められるものですが、それを円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めること、そして適切な対応、対処を行うことなどの内容を要請させていただいております。

それから、2点目はI P o E接続に関係するところで、I P o E接続に関しては、公正な競争条件を確保するためということで、さまざまな制約がございますけれども、そちら

の改善などを図るべく、検討や対応をしていただきたいという内容の要請をさせていただいております。いずれも一定の期限を定め、総務省に結果を報告していただくという内容でございます。

続きまして、下の3月16日ですけれども、省令等の改正や文書による要請を踏まえて、NTT東日本・西日本より接続約款変更の認可申請がございました。これは、毎年認可申請していただいているものも含まれております。

こちらが、3月23日に開かれました電気通信事業部会において諮問をさせていただいております。こちらは、1回目の意見募集が既に終了しておりますが、現在、再意見募集を実施中でございます。

3月23日の電気通信事業部会では、あわせて網終端装置の増設メニューを追加するための接続約款変更につきまして答申をいただきました。こちらは、ISP側が必要な費用を全額負担することで、ISP側の判断で自由な増設を可能とするという接続約款の変更でございます。こちらの答申をいただきましたけれども、その審議の過程、パブコメの過程で幾つか課題もありましたので、そちらも踏まえまして、説明会を開催する等の措置をNTT東日本・西日本に同日、文書により要請させていただいております。そちらの内容もあわせて参考資料としてつけております。

4月24日、本日ですが、このうち平成30年度接続料のための接続約款変更、3月23日に諮問させていただいたもの内容につきまして、次の資料12-4で簡単にご紹介させていただきます。

資料12-4ですけれども、おめくりいただきまして、3ページ目からでございますけれども、接続料の水準の推移をご紹介します。ドライカップの接続料ということで、メタルですけれども、しばらく上がり調子が続いていました。平成30年度につきましては横ばいということになりました。こちらはさまざまな要因があります。上昇要因としては、需要の減少や災害特別損失などがあつたのですが、減少要因としましては、1つ、費用の減少があつたのですが、本研究会でご議論いただいて、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書に盛り込まれました、繰延税金資産を自己資本から圧縮するという見直しがありました。これは、資本構成比の見直しとここに書かせていただいているものです。その効果がありまして、費用減少の効果が少しあつたというところでございます。

続きまして、4ページ目ですが、加入光ファイバ接続料の推移についてです。こちらは、平成28年度から31年度の4年度分を既に認可させていただいていたもので、乖離額を

毎年度調整するというものですが、結論としては、乖離額調整をしても、認可済みの料金額とほぼ同水準で推移したということでございます。

5 ページ目から、NGN 関係のアンバンドルにつきまして、接続約款の変更がどうなったかということでございます。こちら、NGN のアンバンドルにつきましては、本研究会で、いわゆる縦串の機能を横串の機能に変えるというご提言をいただきまして、そのとおり省令も改正しましたので、今回の接続約款の変更でも、そのとおりの内容で申請がされております。

6 ページ目に、新しくできました横串の機能ごとの申請された接続料額を書かせていただいております。ただ、これだけを見ると昨年度との比較がなかなか難しいところもございますので、7 ページ目に従来の縦串の機能ごとで金額を比較した場合の表を載せております。実際には、こうした金額が他事業者様に適用されることも多いと思います。例えば IGS 接続につきましては、NTT 東日本は 1.4 円、西日本は 1.62 円ということで、それぞれ 6.7%、16.1% の減少となっております。

また、一番下の一般中継系ルータ交換伝送機能のうち、優先クラスで使うものにつきましては、NTT 東日本・西日本ともに 99% 以上の減少という大幅な減少になっております。こちらは、いわゆる帯域換算係数を廃止した効果が大きいと伺っております。そちらにつきましても、本研究会の議論の成果ではないかと考えております。

その反射効果として、収容局接続や中継局接続については上がっているところがございます。こちらは、費用の増加というところもあったと伺っております。上がった機能も一部ありますが、全体としてみれば、当初の目標は達成しているのではないかと考えております。

続きまして、8 ページ目ですけれども、こちらは PPPoE 接続の網終端装置の増設の関係でございます。こちらにつきましては、増設基準がある場合には、その基本的な事項を接続約款に記載する事項とし、総務省の認可を受けなければならない事項とする省令改正をさせていただきました。その後、2月26日、先ほど申し上げた要請の中で、総務省から NTT 東日本・西日本に対しまして、この増設基準の基本的な事項につきましては、円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めるよう要請をさせていただいた上で、その約款変更の認可の後、それが速やかに実施されるように、トラヒック増加への対応の方法について検討して、適切な対処を行うことという要請をさせていただいております。

こういったものを受けまして、約款の中では、そのとおり円滑なインターネット接続を

可能とする見地から定めることや、具体的な基準は接続事業者向けのホームページで開示することが規定される申請内容になっております。

9ページ目ですが、今度はNGNのネットワーク管理方針に関する変更でございます。こちらも本研究会でご議論いただきまして、まず、このネットワーク管理方針というものを省令の中に盛り込んで、接続約款に記載すべき事項とするというところがありました。

それから、具体的なネットワーク管理方針の内容として、利用帯域の上限であるとか、収容ルータに設定する設定パターン数の上限といった制約がある、優先クラスの利用について、こういった制約があるということで、黄色の枠の中ですけれども、具体的な数値で条件があるということで、本研究会の場でNTT東日本・西日本からご説明があったところです。その内容が、まさに今回の接続約款の変更の中で反映されて、約款に具体的な数値が書かれるということになりました。

しかしながら、永久にこういう基準でいくというわけではなくて、基準を超える利用を要望する場合には、事前調査手続をとることができるということと、仮にこの基準を緩和するという場合には、これは軽微な事項として審議会への諮問等の手続を不要とするという措置も講じてございます。

続きまして、10ページ目ですが、こちら省令等の改正を踏まえた措置です。1つ目は、県間通信用設備との接続に関する手続ということで、県間の接続料につきましては、後ほどフォローアップのところで触れさせていただきますけれども、手続の部分は約款記載事項となりましたので、こちらは約款に書いていただいたということでございます。それから、4年前ルールということで、メタル回線を撤去する場合には、4年前に情報を提供するということや、バーチャルコロケーションということで、コロケーションスペースの空きがない場合に、NTTのスペースを借りて装置を置くということ、それから、コロケーションの配分上限量の緩和といった一連の措置を約款に記載してございます。

11ページ目は、本研究会でいろいろ議論もございましたIPoE接続のゲートウェイルータにかかる具体的な接続料の設定でございます。こちらはご議論があったとおり、網改造料から網使用料に変更するということはしっかり措置をさせていただきました。

しかしながら、トラヒック増加対応を柔軟・迅速に行うという観点からは、やはり年度途中で原価が変動するところがどうしてもあるということで、そちらは柔軟に対応できるように、年度途中でパッケージ等の増設で変動した場合には、変動後の料金額を接続事業者向けホームページで開示する。また、複数の事業者でゲートウェイルータを共同で利用

する場合もあるということで、そういう場合には各事業者で協議の上、按分した額をそれぞれの事業者に適用する。具体的な按分方法等は協議によりますけれども、接続事業者向けホームページに開示するという、それから、利用中止費もしっかりとれるようにということで、これも、ほぼ議論のとおり措置してございます。

また、このゲートウェイルータにつきましては、現在、設置場所が限られているということで、現時点では東京・大阪のみで、今後増える予定ですが、その場合、新しい設置場所について、同一の方式で接続料を設定する場合には、こちらも軽微な事項として、諮問等の手続は不要ということにさせていただいております。

それから、I P o E接続に関する事項ということで、16者の制限を拒否事由として書いていたところは撤廃していただいたのと、VNE事業者において、ほかの事業者への役務提供等の手続が円滑に行われるための手続を整備・公表されるということで、そちらも約款に書いていただいております。

13ページ及び14ページ目はスタックテストの結果でございます。基本的に全てクリアしましたが、NTT西日本のフレッツADSLのみ、パスしなかったということです。

しかしながら、これは、地域I P網の接続料が急上昇したという要因によるものであり、実際には接続事業者は地域I P網を利用していないということで、接続事業者はそれを使わずに競争的にDSLサービスを提供していると考えられます。また、地域I P網というのは、NGNの機能に代替されているのではないかとということもありますので、不当な競争とまでは言えないのではないかと結論づけてございます。

なお、スタックテストの方法につきましては、収容率あるいは利用者料金の算定方法等、幾つか見直しを運用面でさせていただきまして、より適正なものになるようにさせていただいたところでございます。

ご報告は以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

これまで、本研究会が始まってから、いろいろ議論していただいたものが、早速いろいろな形でまとめられて、実施されました。特に、先ほど説明がありましたように、帯域換算係数を撤廃し、ネットワークを縦串から横串にしたときの接続料の変化、あるいは網改造料から網使用料への変更等々、かなり時間がタイトな中で議論していただいて、結果的にこのように実現しました。

それでは、まず、構成員の皆様からいろいろなご質問、ご意見がございましたら、お願

いしたいと思います。

それでは、佐藤構成員からどうぞ。

【佐藤構成員】 資料12-4ですけれども、7ページに今説明のあった料金の比較ということで、平成29年度、平成30年度の比較が東西で出ています。帯域換算係数を廃止したことで按分が変わったので、機能によって上がったり下がったりしていると思いますが、そのほかの要因はありますか。帯域換算係数が変わったことが要因の9割なのか、何かほかの要因もあったのか。例えばIGS接続だと、もともと東西で大きな差があって、西のほうが大きく下げて、差は縮まっているように見えるとか、逆に中継局接続だと、これも大きな差があって、東が高かったのが、東のほうが大きく下がり差は減っているのですが、帯域換算係数廃止の影響が大きく出ているのか、それ以外のトラヒックの変化等別の要因で差が縮まったり、東西で原価率が去年と比べて変わったりしているのかというのを少し教えてほしいです。

【辻座長】 事務局はどうですか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それでは、まず、事務局で把握している範囲のことをお答えいたします。

まず、緑のところにも書いてありますが、ほかの要因としまして、こちらはどちらかというと上昇要因です。PSTNの老朽化設備の撤去等によって、NGNに対する通信建物等の共通費用の配賦が増加しているということがございます。こちらが上昇要因です。

緑の中では、優先パケット識別機能について書いてありますけれども、これはNGN全体的話ですので、この影響は全体にあるのかなと思います。

あと、NGNの中での配賦で言うと、どうしてもベストエフォートのトラヒックがどんどん増えていますので、そういうベストエフォートについてはそういう増加要因、逆に言うと、優先パケットについては、総体的には減少要因があるのではないかと推測します。

【辻座長】 ありがとうございました。

NTT東日本・西日本から何かご回答やコメント等はございますでしょうか。

【NTT東西】 NTT東日本でございます。今、事務局に言っていたとおり、ポイントは今の2つかと思っています。あと、もちろん帯域換算係数の影響もございます。

【辻座長】 よろしいですか。

ほか、ございませんでしょうか。

【酒井構成員】 よろしいですか。

【辻座長】 それでは、酒井構成員からどうぞ。

【酒井構成員】 私も、この帯域換算係数の影響がこれほど大きいと思わなかったです。逆に言うと帯域換算係数的な要素というのは少ないと思うのですが、ネットワークをよくよく見ると、若干はまだどこかあるのかもしれませんが。今度は逆にそれを少しいじると、今回は100分の1になっていますが、例えば一、二割変わるというのではなくて、少しいじった瞬間に10倍になるとか、そのようなこともあり得るわけですか。あくまでも仮定の話ですけれども。

【辻座長】 よろしいですか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 そこはまさに仮定の話になるかと思います。NTT東日本・西日本におかれましては、コストドライバについては引き続きご検討されるとご表明されていますので、その結果によって、またこちらのほうでどういう審査をするかにもよってということだと思っております。

【辻座長】 それは、NTT東日本・西日本の皆様、何かコメントなどございますでしょうか。

【NTT東西】 これも事務局がおっしゃったとおりで、本研究会の議論の中で、帯域換算係数に代わるコストドライバを我々から提案したいと思っておりましたが、正直なところ、なかなか適切なコストドライバが見つけれず、一旦、平成30年度の接続料についてはトラヒックベースにすることとしたところであり、それに関する新たな提案については現在も検討中でございます。

今回、コストドライバをトラヒックベースに見直すことで、優先転送機能については、従来の100分の1以下の料金になってございますので、少し動かせば、確かに一番下の優先クラスの料金について言うと、ひょっとしたら先生がおっしゃったとおり10倍、20倍の料金になるという可能性はあるかと思っております。ただ、それがほかの機能に影響があるかという、ほかの機能に影響を与えるほど、ボリュームは大きくないと思われれます。要は、優先クラスの一般中継系ルータ交換伝送機能の接続料は、今は極めてボリュームが小さいので、まだ変動しやすいということかと思っております。

少し付け加えて申し上げるならば、本研究会でも申し上げたとおり、帯域換算係数を外すことによって、現状、ベストエフォートと優先クラスのトラヒックの PACKET 単価が同じになっておりますが、ベストエフォートと優先の差が出ないというのは、我々としてはコストインギングとしても疑問を感じているところがございますので、何とかよいコストドラ

イバが提案できないか検討していきたいと思っております。

【辻座長】 ありがとうございます。

とりあえずの今のデータ、情報で計算されておられますから、今後、新たな見直し等、コストドライバが見つければ、またそれは違った形になるということですね。

ほかにございませんでしょうか。

【相田座長代理】 では、続いて。

【辻座長】 はい、それでは相田座長代理からどうぞ。

【相田座長代理】 月曜日に総務省の別の会合で議論にあがった、4K、8KのIP放送を通信するには、33メガ、100メガをコンスタントに流さないといけないということと、この9ページに書いてある数字とはかなり乖離があるような気がするのですが、何か今後、これを増やしてもらえる見込みがあるのか、それともIP放送をやるとしたら、根本的に今の32分岐を変えるとか、そういうことをしないとイケないのか、簡単にはお答えいただけないことは重々承知の上で、何かコメントをいただければと思います。

【辻座長】 お願いいたします。

【NTT東西】 今おっしゃった4K・8K放送につきましては、IP再送信という形で、IPベースで4K放送を提供されるということを実際に検討されている事業者様もいらっしゃいます。本年度にはBS4K放送が開始されるので、そういうものも始まっていくということだと認識しております。実際、それがIPベースで流されることになった場合に、ネットワークの増強等にどういう影響が出てくるかというのは、どの程度の視聴率があるかということにも関わってくると思いますので、現時点において、すぐに大きな影響があるということではないと思いますけれども、当然トラヒックが増えていきます。

ただ、テレビの放送だけでなく、先ほどもお話があったベストエフォートのトラヒックもものすごい勢いで伸びていますので、そういうことも含めまして、ネットワークの適切な増強等について、我々は考えていかなければいけないと考えております。

【辻座長】 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、質問があるオブザーバーの方がおられましたら、挙手してお願いしたいと思います。どなたかご質問、コメントはございませんでしょうか。

それでは、ご質問がないようですので、次の議題に進みたいと思います。またありましたら、戻ってご発言をお願いします。

それでは、次に「(3) 前回会合のフォローアップ」について、まず、事務局から説明し

ていただいた後、ソフトバンクから5分以内で簡潔にご説明いただき、まとめて意見交換をしたいと思えます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 それでは、資料12-5と資料12-6を用いて、私からご説明をいたします。

まず、資料12-5でございます。こちらは、NTT東日本・西日本とソフトバンクとの間で行われてきております、県間接続料に係る協議の状況を改めてまとめたものでございます。こちらは、県間接続料といいましても、いわゆる優先転送機能、NGNの中では優先パケットを使う機能を利用するための県間接続料をめぐる協議ということでございます。

おめぐりいただきまして、1枚目と2枚目、両方ありますが、白い部分は1月23日、前回の会合でお示ししたものの、ほぼそのままでございます。今回のアップデートは、2ページ目の下半分の黄色で塗ってあるところでございます。こちらは、前回の会合、1月23日以降、引き続き協議されたということで、NTT東日本・西日本側からソフトバンク側に対してさまざまな情報提供や説明がされたこと。そもそも両者の間ではコストの大きさをめぐって、乖離があったということですが、コスト差がなぜあるのかということもめぐって、説明や情報提供、協議が行われたと理解しております。

いろいろありまして、その要因ですけれども、機器の購入時期によりコスト差が発生するという説明がNTT東日本・西日本側から行われたのが3月7日ということで、それを受けて、ソフトバンクからNTT東日本・西日本側に対しまして、このコスト差に係る説明について理解したという回答がなされたというところでございます。

その後、別途、NTT東日本・西日本側において見直しを実施した後の単金の額がNTT東日本・西日本側からソフトバンク側に提示されました。これが、見直し前から大分減少したということです。それを受けて、県間接続料につきまして、両者の間で合意がなされまして、あわせて、こちらの県間接続料は、非指定約款ということで、認可は受けていませんが、NTT東日本・西日本側において作成されている約款がございます。そちらに既に合意後の単金額、ここに書いてある額が掲載されたというところで、基本的にこの関係の協議は、こちらで終わっているという認識でございます。

続きまして、資料12-6ですけれども、こちらは前回国会の後、構成員の方々から事業者・団体宛てのご質問を幾つかいただきまして、その内容と、それに対する各事業者の

ご回答を載せております。

内容は、県間通信用設備の接続料の関係と、光ファイバケーブルの、主に経済的耐用年数に関するものでございます。この2点は、いずれも前回の会合で取り上げたもので、そのフォローアップという形になろうかと思えます。

通常、こうしたものを参考資料として配らせていただいておりますけれども、今回は議題の関係で私からそれぞれ紹介させていただければと思っております。

おめくりいただきまして、2ページ目ですけれども、まず、県間通信用設備につきまして、前回お配りした参考資料の中に、県間通信用設備を使うに当たっての金額の記載がされていまして。JAIPAの見積もった金額と、たしかNTT東日本・西日本の非指定約款に載っている金額ではないかと思えますけれども、NTT東日本・西日本側がお示された金額によると921万円でしたという状況。それから、JAIPAの資料の中では、接続費用の半分近くをこの県間通信の接続料が占めていたという結果でございました。

そのため、これを踏まえて、KDDI及びソフトバンクに、この2つの質問をさせていただいたというところで、1つ目は、921万円という金額は妥当なのかどうか。それから2点目は、鹿児島ー大阪間の県間通信費は、一般的にどの程度なのでしょうかとという2点でございます。

なお、この921万円というのは、県間通信用設備の接続料ですが、これは先ほど申し上げたソフトバンクとNTT東日本・西日本の間で協議がなされた接続料とはまた別のものがございます。こちらは、IPoE接続の主にインターネット接続に使われる接続料であると認識しております。

それで、回答のほうですけれども、KDDIからは、特段算定根拠が開示されているわけでもないので、921万円という額がコストベースで妥当なのかどうか判断するだけの材料がありませんということ。それから、この921万円というのは、たしか100ギガか10ギガだったかと思えますけれども、そういった超高速な品目の場合、大口の利用がほとんどなので、さまざまな状況によって金額はケース・バイ・ケースであることから、なかなか判断することが困難ですという趣旨の回答が寄せられております。

3ページ目に、同じ質問をソフトバンクにさせていただいた結果としての回答を載せております。ソフトバンクからは、別のところで協議をされていたということもあるかと思えますけれども、いずれにせよ、ソフトバンクでは、鹿児島ー大阪間の長距離県間通信であっても、そこに書かれてあるような金額で提供しているもので、921万円という額は市

場価格的に見て妥当ではないというご回答をいただいております。

ちなみに、ソフトバンクの提供料金は次のとおりですということで、額は構成員限りですけれども、お示しいただきました。

続きまして、4ページ目ですけれども、同じく県間通信用設備の関係ですが、少し別の側面からの質問ということで、今、IPoE接続につきましては、相互接続点、POIが東京と大阪に限られています。それを少しずつ拡大していくという方向でございます。これを九州、中国などといったブロックに設置する場合、設置のための追加費用は幾らぐらいかという質問をNTT東日本・西日本にさせていただきました。

こちらの回答ですけれども、1つは、2つ目のポツですけれども、5カ所全てのブロックPOIと接続する形態にて接続を行う場合の概算費用をいただきました。それから、東日本エリアにおいて、東京に設置した東日本全域をカバーするPOIと組み合わせてブロックPOIを利用する場合という仮定を置いた場合の費用もいただきました。

それぞれ下の表に書いてあるとおりです。具体的金額は、すみません、構成員限りとなっておりますけれども、こういった額が必要ということです。もちろんこれに加えて、県間伝送路、県間通信用設備の費用も加わるということでございます。

以上が、県間通信用設備の関係でして、5ページ目以降は光ファイバケーブルの経済的耐用年数の関係の質問及び回答を載せております。

まず、1つ目の11-3というところは、前回の会合で議論していただきました「光ファイバケーブルの取扱い（耐用年数等）に関する当面の方向性」の中で、NTT東日本・西日本には最新のデータを使った検証状況の報告を来年度半ば頃までの早い時期にしていだきたいという趣旨のことを書かせていただいております。その点につきまして、実際に具体的には何月頃なのでしょうかという質問をさせていただきました。

NTT東日本・西日本からの回答の中では、スケジュールにつきましては、前回の研究会でご説明したとおりですということではありますけれども、具体的には9月から10月ごろに報告できるよう準備を進めていく考えですという回答をいただいております。さらに、たしか前回もおっしゃっていたかと思いますが、見直しの要否が確定するまで、広く公表することは困難ですという趣旨のご回答もいただいております。

7ページ目に飛んでいただきまして、引き続き、経済的耐用年数の関係です。これまで、NTT東日本・西日本からは、2015年度末の固定資産データを用いた推計を出していただいております。それが最新の結果だったわけでございます。実際には、2016年

度末のデータが使えるのではないかということで、それを示していただきたい。どれぐらい変化があるかという趣旨で、示していただきたいという質問をさせていただいております。

これにつきましては、準備ができ次第、構成員限りで結果を提供させていただく考えですという回答をいただいておりますけれども、本日、間に合いました。参考資料12-2ということでお配りしております。

細かな結果は構成員限りとさせていただいておりますが、いずれにせよ、架空光ファイバケーブルでは、14年から22年、地下光ファイバケーブルでは20年から34年という推計結果になったということで頂戴しております。

数字を見る限り、2015年度末の推計結果と大きな変化があるようには見えないというところでございますけれども、この場では評価は差し控えたいと思います。

それから、最後に8ページ目ですけれども、同じく経済的耐用年数の推計結果の関係です。こちらは、モデルの頑強性を見るために、東西別の推計値を示していただきたい。また、NTTコミュニケーションズ等のNTT東日本・西日本以外のデータが入っている場合には、それを除いた推計値でも構わないということで、仮にそういうデータが入っている場合は、その割合も示していただきたいという質問をさせていただいております。

こちらのご回答いただいた内容ですけれども、東西別の推計値を示す場合には、NTT再編以降のデータに限られている上、かつ、そのデータについては現時点では収集できていないので、やるには時間も費用も必要となりますというご回答をいただいております。

また、NTT東日本・西日本以外のデータが入っていないのかという点につきましては、NTT東日本・西日本の光ファイバの設備は98%と大宗を占めているというところ。それから、また、東西別のほうですけれども、東西間で大きな差はなく、有意な相違が生じるとは考えにくいという見解もいただいております。

以上が、私からのご説明でございました。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、次に、ソフトバンクからご説明をお願いしたいと思います。渉外本部固定相互接続部部長、伊藤様よりお願いしたいと思います。

【ソフトバンク】 ソフトバンクでございます。それでは、資料12-7に基づきましてご説明させていただきたいと思います。

めくっていただきまして、1ページです。NGNの県間設備の課題ということで、今回、

QoSの県間の料金に関しまして、NTT東日本・西日本様と弊社で個別協議させていただきまして、今回合意に至りましたが、今後の考慮事項及び検討すべき事柄として、大きく3つ挙げさせていただいております。2ページ目以降から、詳細をご説明させていただきます。

まず、2ページです。県間設備のボトルネック性ということで、不可欠設備と書いてありますが、今回協議させていただいたQoSの電話サービスを提供するに当たって、もしくはIPoEの接続、それから、今後、PSTNのマイグレーションが完了した後、電話サービスを提供する事業者も、電話接続において、NGNの県間伝送路の利用は不可避という要素があるかと思えます。

そういったボトルネック設備であることから、今後は利用する事業者も増えていくことで、さらにその重要性が増すという要素を考慮すべき必要があると考えております。

めくっていただきまして、3ページです。今回協議させていただいた中で、先ほど総務省様からもスケジュール、協議の経緯のご説明がありましたので、詳細は割愛させていただきますけれども、1年近くかかりましたということで、お互い、出せるところと出せないところを探り合いながらやらせていただいて、たまたまこういった研究会の場を設けさせていただいて、非常にその後はスムーズに進んだということもあるのですが、毎回、次年度以降、こういった協議をやっていくわけにもいかないと考えております。また、事業者によっては、そういった検討リソースを割けないという事情もあるかと思えますので、あまり満足な交渉ができないということも発生してくるかと思えます。このあたりの効率化といいますか、ある程度、仕組みを考えていく必要があるのではないかと考えております。

4ページ目でございます。具体的な県間接続料の算定において、コスト、それから、需要変動をどう反映するかというところで、こちらはご提案でございますけれども、今回、特にNGNを構成するルータや伝送装置、こちらは年々、単価が一般的に低廉化していくという傾向にあるかと思っております。ですので、仮に実際原価の形でコストを算定すると、2年前の会計実績を用いてコストを算定するということなので、そういった年々の価格低廉化のトレンドをタイムリーに反映できないといった事情があるかと思えます。

同様に、需要のほうも、こちらには網終端装置、IPoEと書いてありますけれども、個々のユーザーのビヘイビアですとか、ユーザー数が年々増えてきているというところもありますので、こちらも需要は年々伸びているというところで、直近の需要の状況を反映

した形で、接続料金を算定していく必要があるのではないかとということで、弊社の提案としては、将来原価で算定していただくのが適切ではないかと考えております。

5 ページ目、こちらはまとめのスライドになりますけれども、今後、利用の不可欠性が増え、ますます増していく NGN の県間設備の接続料金においては、料金の適正性・透明性・公平性を確保するための仕組みがある程度必要ではないかと考えております。

先ほど申しましたように、算定方式としては、将来原価方式で、毎年見直していくのが適切ではないかと考えております。その見直した料金を、総務省様において一定の検証を行っていただくのがよいのではないかと考えております。

また、3 番ですけれども、接続事業者から個別に要望があれば、これは当然だと思いますが、料金の検証に必要な情報は適宜提示していただくということが必要であろうかと思っております。

実際、県間は、指定設備ではございませんけれども、コロケ費用や電柱の利用料金といったところで、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして、今の指定の接続料金に準じた形で原価及び利潤の算定をしてという、実際に算定している料金もございますので、それに準じた形で県間も算定するという形を要望したいと考えております。

弊社の方からは以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、事務局及びソフトバンクのご発表に関して、まとめてご質問、あるいはコメントをお願いしたいと思います。

それでは、まず、構成員の皆様からコメント、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

では、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 まずは、県間通信用設備について。ここで書かれていることは、価格、料金が高いのではないかとということで、それは使っている人は常にそう思って、納得したいと思うのは当然で、納得感なりを含めて、他事業者はどうですかと聞いた数字が出ていて、NTT 東日本・西日本が 9 2 1 万円と出ています。どの会社に提供している場合も全部一緒にこの値段だということですか。

そうすると、比べることができなくて、同じような設備を持っている人に、同じようなサービスを提供したら幾らですかということを知りたい、今のところ検証なりはできない

ということで、ここでやったような作業をされたということで理解としてはいいですね。

【大磯料金サービス課課長補佐】　　まず、921万円という額については、これも、非指定約款のほうに載っている金額なので、どの事業者に対しても公平に提供されているはずのものだと思っています。

金額の適正性をどう検証するかというところは、もちろん白紙だと思うのですが、やはり優先転送機能の県間接続料で適正性をめぐって、大分協議をされたという経緯もあるというところは、1つ参考にはなるのかもしれませんが、いろいろ難しいところはあるのかもしれませんが。

おっしゃったように、他事業者の金額を参考にするというアイデアもなくはないです。

【佐藤構成員】　　もう少し、すみません、わからないので。料金が幾らか、どう設定されているかを見ると、このコストと、このコストが入っていますとか、わかりませんが、それをこういう量や何かで按分して割っているみたいな、秒課金ではないので、トラヒックではないのだらうと思いますけれども、何か算定方式みたいなものがあると思います。そういうものをNTT東日本・西日本はきちんと持っていて、それを総務省が把握しているということなのか、そういうこと自体も、この料金は総務省が把握したり、適正性を指導したりするようにして、料金のルールなのですが、現状どういう形になっているのですか。

【大磯料金サービス課課長補佐】　　現状を申し上げますと、まず、第一種指定電気通信設備であれば、会計の整理をしないといけませんということで、設備ごとなどに定められた基準に従って会計整理していただいて、その結果を基礎として、原価を算定して、接続料を算定することになっています。そういった仕組みが、この県間接続料についてはありませんので、そもそもコストがどれだけかかっているのかというのは、総務省で把握しているものではございません。

したがって、「適正なのか」と言われましても、そこは何ともわからないというのが現状です。

【佐藤構成員】　　この921万円というものは、NTT東日本・西日本はNTT東日本・西日本なりのきちんとした原価に基づいた考え方でやっていると思うのですが、これは、例えば過去3年間、4年間を見ると下がっているだとか、全然変わっていないだとか、そういうことは把握されているのですか。

【大磯料金サービス課課長補佐】　　過去どうだったかというのは、調べればわかるとは

と思いますが、すみません、今、手元にいつ、どう変わったかという情報があるわけではございません。

【佐藤構成員】 とりあえず、少し理解できてきました。

【辻座長】 J A I P Aのところで金額が出ていますけれども、これは実際に J A I P Aが払っておられる金額を挙げられたわけですか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 この921万円という数字ですか。

【辻座長】 いやいや、そうではなくて、ここには書いていないですけれども、J A I P Aの具体的な金額、高過ぎると言われた金額で、構成員限りの数字ですけれども、それは実際に払っておられる金額ですか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 これは、今かどうかはわかりませんが、鹿児島で使った場合の、たしか使っていた人に聞いた金額だったと思います。

【辻座長】 会員の方が言われたわけですね。

【日本インターネットプロバイダー協会】 はい。

【辻座長】 このことは、NTT東日本・西日本側からするとあり得るのですか。価格が921万円となっているのに、それ以上払っているということは起こり得るのですか。一物一価だったら、起こり得るわけがないように思うのですが、事業者間の妥当性を検討するのも大事だけれども、なぜ買うほうと売るほうで、同じものについて値段が違っているのかがわからないわけです。

【NTT東西】 まず、非指定約款で定めている料金については、各社一律の料金ということになります。

ただし、今後の接続形態によって、例えばP O Iの場所などが変わると、ネットワークの使われ方などが変わってきますので、例えば、全部のトラヒックを大阪や東京に集中させて全国中の伝送路を使う方と、一部のトラヒックのみを大阪や東京で抜き、他は近場から自前で持っていく方とでは、料金が変わってくるということはあると思います。今後、P O Iを拡大した後は、そうした接続パターンごとに料金を非指定約款に記載していきたいと思っています。

ただ、今回おっしゃっているものは、現時点では具体的な心当たりがないので、別途教えていただければ調べたいと思います。

【辻座長】 多分、プレゼンテーションの中で同じ金額、あるいは我々が見られるものがありましたものですから、何で乖離があるのかということで聞かれたかと思います。

それでは、相田構成員どうぞ。

【相田座長代理】 その数字のことについて、ついでに教えていただきたいのですが、資料12-5の最後のところに県間接続料の単金が規定されていますが、これは何に適用されるものなのでしょうか、ワンスパンだったら、どの県とどの県の間で県間接続料でも同じなのか。今もおっしゃったように、実際、NTT東日本・西日本の中では、どこかで中継ルータが挟まっていう場合だったとしても同じなのかな。これは、何の料金なのでしょうかというのを教えていただければと思います。

【NTT東西】 資料12-5の2枚目に書いてあります、1メガビットまで0.00023419円という金額につきましては、優先転送機能を用いて電話サービスを提供される場合は、どこでつないでいただいても、1メガビットあたりこの料金ということで、一律の平均化した料金とさせていただきます。

先ほど申し上げたのは、ISP事業者様が、例えば、大阪1箇所以西日本全域分を集めて接続する場合と、各ブロックPOIにブロック内分を集めて接続する場合とで、利用する県間伝送路の量が明らかに違うので、そういうものまで平均化してどこでも一律の料金ということにはしないという話です。結局、県間の伝送路は、特に西日本だと、我々も外部から調達しているわけで、我々は設備を持っていませんので、基本的にはISP事業者様は自分で伝送路を市場から調達した方がいいのか、我々が調達した県間の設備を使った方がいいのかということ判断され、安いとか高いだけでなく、いろいろなオペレーションなども含めて、どちらを使うか判断された上で決められていると思います。

現状、IPoE接続では、POIの場所が限られていますけれども、県間伝送を自前のものに切り替えた方が安いということで、POIを広げてほしいという要望があれば、我々は順次、広げるところは広げさせていただいているところです。そういう意味では、先ほどボトルネックという話もありましたけれども、我々はあまりそういうものではないと思っています。もともと我々が持っていない設備ですので。

【辻座長】 ありがとうございました。

それでは、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 今回、ソフトバンクとNTT東日本・西日本とが、随分な回数を重ねて合意に達したということは、とてもよかったことだと思っています。その間、この会議が何らかのお役に立ったということもソフトバンクから聞かれてよかったと思いますが、こういったことで交渉の場に立てる事業者と立てない事業者とらっしゃるといことも

考えると、今後の交渉の長期化ということは避けたほうが良いと思います。その意味では、ソフトバンク提案の資料12-7の5ページ目の将来原価での仕組みを確保したいという提案は、それなりに意義のあるものだと思います。

ここについて、NTT東日本・西日本から一言コメントをいただいて、こういったことについてどんな感触をお持ちなのか、ぜひコメントを頂戴できれば幸いです。

【NTT東西】 NTT東日本でございます。まず、将来原価かどうかなど、算定方式を何かに決め打ちしてしまうのはいかがかと思うものの、我々は県間の接続料については、県内の指定の接続料に比べれば比較的自由度がある、もちろん原価、コストをベースとしつつも、市場価格を勘案しながら決められるものだと思っております。少し昔の話になりますが、利用者料金というものが総括原価だったときには、電気通信料金算定要領で3年間とか5年間という形で料金を一定の期間見込んで、今で言う将来原価方式で算定していましたので、そういうことも考え得るのかなと思っております。このソフトバンク様のご提案というか、ご要望の将来原価というものは、我々も否定するものではないというか、アイデアとしてはあり得ると思います。

ただ、そのときに、毎年かどうかというのは、また議論があるかと思っております。結局、毎年算定の稼働をかけて動かしていくのか、最初から、例えば3年～5年を見込んで料金をつくっていくのかというのは、オプションとして、どちらもとれるかなと思っております。

【関口構成員】 ありがとうございます。結構です。

【辻座長】 今回の関連で、先ほどNTT西日本の説明で、県間通信の設備は、全部がNTTのものではないとおっしゃっていました。そうした場合には、設備が自分のものでありましたら、2年後、3年後、どうなるかという予測はできるけれども、ほかの人が借りておられるのは、そのところは特段に将来原価ではなくて、そこは事業者が決めてこられるわけだから、そこら辺も将来原価を見るといっても、接続事業者、または接続事業者でもない人に3年後の予測を出せというのは、そんなことを言えるのでしょうか。言えるというのは少しおかしいですけれども。

【NTT東西】 おっしゃるとおりで、特に西日本の場合は、大半が他事業者様から調達しております。入札はかけているのですけれども、なかなか入札していただけないというのが今の状況です。先ほどソフトバンク様が、ぜひ県間を低廉にということでしたので、ソフトバンク様において安価な金額で入札していただければ、我々としても還元する

ことができると思います。

ただ、今おっしゃったように、先々の料金を推測するといっても、入札いただく金額次第であるところ、いくらで入札していただけるかは読み切れないので、そういう面も含めて、我々がリスクを勘案した上で料金を設定させていただいているのが現状でございます。

【辻座長】 そのほかにもございますでしょうか。では、佐藤構成員どうぞ。

【佐藤構成員】 光ファイバの耐用年数の話ですけれども、頑強性を見るとか、モデルの議論があるので、ここでは東西別のデータをいただきたい。それで、私がデータをお願いすると、大体NTTは時間も費用も必要になりますとお答えになる。

これは、どう読むかですけれども、時間も費用もかかるけれども、しばらくお待ちくださいと理解してよろしいですか。時間も費用もかかるのでやりませんとお答えになったのか、少し確認です。

【NTT東西】 本音を言うと、これを答えた段階では、ニュートラルというか、どちらかという少ししんどいなという気持ちで答えておりましたが、どちらにしても、私は佐藤先生に2回申し上げているとおり、この検証はしっかりやらなければいけないと思っています。2016年度末のデータの取得、整理にかなり時間がかかりましたが、2017年度末データは、もっと早くやりたいと思っていますので、その2つについて、今この場で約束できないですが、東西別みたいなものが見られれば、少し努力したいと思います。

【佐藤構成員】 すみません。もう少し。

【辻座長】 はい、どうぞ、どうぞ。

【佐藤構成員】 努力は待ちますけれども、データをどうやってつくっているのですかというのを、1回明確にさせていただいて、違った会社で、違った資産の管理をしていて、データはそもそも東西別であって、それを何らかの形で一緒にして、NTT全体のオリジナルという形でデータをつくって、多分それをパーセンテージか何かにして、インプットデータで推計モデルに入れていたと理解しています。初めから合算した数字があるということは普通はなくて、それぞれの会社の数字を足し合わせて全体の数字をつくるというプロセスだと思う。でも、そうでないような言い方のようにも思うから、どうやってその数字ができてくるかを、一度どこかでフローを見せて、「佐藤先生、こんなに大変なんですよ。私、頑張っています」というのを理解したいと思うので、そこはちゃんと説明してください。大変さも、理解できるのであれば理解しますから。

【NTT東西】 わかりました。

【辻座長】 ありがとうございます。

【NTT東西】 1点だけ申し上げますと、今回、質問11-5、資料12-6の8ページにも書かせていただいているとおり、東西別等で把握できるのが、再編以降のデータになってしまうので、そういう意味では、そこからの期間が限られてしまうというところも含めて、実際、その利用可能性が十分あるかどうか、それを把握する意味があるのかというところは、議論が必要かなと思っております。

【佐藤構成員】 はい、結構です。

【辻座長】 ほかにございませんでしょうか。

池田構成員、お願いいたします。

【池田構成員】 ありがとうございます。ソフトバンクのご提案の資料12-7の5ページですけれども、このNGNの県間設備について、検証できるように適正性・透明性・公平性の確保をできるような仕組みがいいのではないかと思います。ここで指しているのは、今回交渉された優先転送機能にかかる県間接続料についてのご提案でしょうか。それとも、IPoE接続に使うものも含めてのご提案でしょうか。これは、どういう位置づけでいらっしゃいますでしょうか。

【ソフトバンク】 今回のご提案ですが、IPoEに関しましては、直接ソフトバンクがNTT東日本・西日本様と交渉する立場にはないので、そこに対してこうすべきというのは直接は言えません。

ただ、NGNの県間ネットワークを使っている、同じ県間を使っているという意味では、IPoEも今回のQoSも全く変わらないと思っていますので、ここは、できれば一律同じ考え方で、先ほど帯域換算係数の話もありましたけれども、それぞれのIPoEとQoSで同じ設備を使っていて、そのコストの配分がどうなっているのかというのも非常に気になるところではございますので、考え方は統一すべきかなと思っております。

【辻座長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次にオブザーバーの方々で、この問題に関してご質問、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

それでは、KDDIからどうぞ。

【KDDI】 NTT東日本・西日本様に質問になりますけれども、参考資料12-2で2016年度末の推計結果というところで、架空が14から22年、地下が20から34年

といった数字を出していただいています。これは、2014年度と2015年度に推計されたときに公表されているデータと同じものだと考えていいのでしょうか。

【NTT東西】 ご質問は、数字の結果ということでしょうか。

【KDDI】 そうですね。

【NTT東西】 わかりました。

今、2014年は私の手元にないですけれども、2015年度、1年前で比較すると、架空光が14から22年と書いてあるのが、2015年度末だと14から21年、地下光が20から34年と書いてあるのが、1年前ですと20から33年ということで、微増というか、ほぼ変わらないという感じです。

【KDDI】 最少・最大をとっているという意味では、要は同じ比較の上で出されているという理解でいいですか。

【NTT東西】 はい。

【KDDI】 わかりました。

【辻座長】 それでは、ソフトバンクからどうぞ。

【ソフトバンク】 耐用年数に関しては、弊社からも何回かのプレゼンをさせていただきましたので、若干こだわりがありますけれども、資料12-6の5ページの17年度末時点のデータの検証作業に関して、進捗に関しては9月から10月にご報告いただけるという記載がございました。ここは具体的にどこまで進捗するのかというのが非常に気になっております。

同じ6ページの、いわゆる矢羽根のスケジュール感で言うと、「データ収集・推計の実施1Q～2Q」の撤去率の推移に基づく推計実施というところまでを最低限、ここを17年実績で推計していただいて、9月もしくは10月に、ここについてはご報告いただけるのかというのが非常に気になっているところでございます。

【NTT東西】 5ページの2ポツに書いているとおり、進捗状況もそうですけれども、基本的にはこのスケジュールに合わせてやっていきたいと思っていますので、9月、10月にデータの検証結果も含めて、収集したデータの数値、耐用年数の推計のデータの部分については対応できるように準備を進めていきたいと思っています。1Q、2Qで終わらせて、それが終わり次第ですので、10月には報告できるようには努力したいと思っています。

【辻座長】 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。

【辻座長】 では、よろしく申し上げます。

それでは、ほかにオブザーバーの方、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、本件につきまして、引き続きフォローアップ事項とさせていただいて、随時情報は研究会に出していただきたいと思います。

それでは、次に「(4)『網機能提供計画』制度の見直しに係る論点」につきまして、まず、事務局より説明をいただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 そうしましたら、次は資料12-8に基づきましてご説明いたします。こちらは、「『網機能提供計画』制度の見直しに係る論点」ということで、事務局のほうで、見直す場合の想定される論点をたたき台としてつくらせていただきました。

おめくりいただきまして、1ページ目です。まず、今の「網機能提供計画」の制度の内容とあわせて、「情報開示告示」という別の制度もありますが、これらの制度の内容につきまして、ご紹介いたします。

現行の「網機能提供計画」の制度につきましては、接続を前提としないネットワーク構築や接続事業者の意見が反映されないネットワーク構築がなされると円滑な接続が妨げられるということなので、第一種指定電気通信設備の機能の変更や追加をするときは、一定の記載事項を記載した「網機能提供計画」というものを総務省に届けなければならないと電気通信事業法で定められております。

具体的な運用につきましては、総務省令で定めておりますが、その下の絵にあるような流れになっております。計画を届出いただきます。これは、工事開始日の200日以上前というのが原則になっております。幾つか例外も規定されてはいますが、原則としてはそうになっております。その後、届け出た30日以内に官報に計画の概要を掲載することで公表しなければならない。その後、これはNTT東日本・西日本が行うことですが、意見の受付を行います。その結果も踏まえまして、変更する場合には所要の手続をさらにとるということになっております。

あと、総務大臣による計画変更の勧告という仕組みも設けられておまして、これは円滑な接続に支障が生ずるおそれがある場合は、こういうことが可能であると、強制力はございませんけれども、一定の措置を講じることができるという内容になってございます。

ただ、これは対象となる機能につきましては、総務省令で定める機能は除外できるという規定になっております。したがって、真ん中の下のほうの枠ですけれども、「ただし、以下の機能は対象から除外」と書いております。これは、ネガティブチェックリストという形で、除外する機能を省令で限定列挙しているというつくりです。

この中で、主に⑨から⑭のようなルータやSIPサーバといったNGNに特に関係するようなルータ等の設備につきましては、除外されているというのが現行の制度です。ただし、これらの機能につきましては、何も開示がされないかという、そうではなくて、別途、情報開示の告示というもののなかで、一定の情報を開示するよう義務づけております。

しかし、情報開示すべき項目は、「網機能提供計画」と少し差があります。認証情報やスループット情報など、ルータのみに適用される項目もございます。

さらに、開示の時期については、「網機能提供計画」は200日以上前が原則ですけれども、情報開示の告示のほうは、90日前が原則ということで、大分短いです。しかも、これは工事開始日ではなく、網機能提供の90日前ということで、後ろの期限となる起算点みたいなものも違うということで、大分違うという制度になってございます。

また、「情報開示告示」のほうは、意見受付や勧告の仕組みもございません。

2ページ目をおめぐりいただきまして、なぜ除外されているのかということです。こちらの2番ですけれども、ルータ等が除外されたのは、装置の開発のペースも速く、機能の追加・変更が頻繁にあると考えられ、かつ、装置自体、接続を前提として開発されたものがほとんどであり、また、問題となったこともないということです。平成13年当時の考え方で示されております。

また、その後も、平成20年にルータ等は接続を前提として開発されたものがほとんどであり、現時点では対象とすることまでは必要ないという考え方が改めて示されたところがございます。

しかしながら、今回、3番以降ですけれども、この研究会でも、NGNのISP接続に関するご議論をいただきました。その中で、ご承知のとおり、IPoEの関門系ルータに直接接続することができる事業者が少数に限定されてきたという事情もございまして、ルータ等でやっても、他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されなかった場合もあるのではないかと考えたところでございます。

また、4番は少し別途の話になりますけれども、いわゆるPSTNマイグレーション、固定電話網の円滑な移行のあり方の議論の中で、音声のIP-IP接続への円滑な移行に

向けて、今後、ルータ等の設備にさまざまな改造等が加えられることが想定されるわけですが、この場合、ほかの事業者においても、さまざまな対応を行う必要があり、接続約款が定まってから、この作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当な期間を要するので、円滑な接続を図る上で適当ではないという考え方が示されました。したがって、ルータ等も「網機能提供計画」の対象に追加すべきであるという趣旨の答申がなされてございます。

したがって、他事業者との円滑な接続に十分な配慮が行われることを法的に担保する観点から、今後はルータ等の情報提供は、告示ではなくて「網機能提供計画」の制度で行うことによりまして、機能の追加あるいは変更の計画の段階で他事業者からの意見を受け付けることができる。また、総務省が必要に応じ、計画内容について勧告を行うことができるようになるのではないかと考えております。

しかしながら、その際、ルータ等の機能のうち、どのような機能の変更、追加に関する計画を対象にするかであったり、届出の期限をどのように設定するかについては、十分に配慮して検討することが適当である。これは、マイグレーションの答申の中でいただいている考え方です。

また、確かに、公表のために官報掲載を必須とするとか、200日前といった運用ルールについては、合理化等の余地がないか、検討の必要があるのではないかと考えられます。

3ページ目が、具体的にどのように運用ルールを変えられるかということを検討した結果でございます。

1つ目、公表方法につきましては、官報掲載は確かに確実な方法ですが、現在はインターネットの利用で法定の公表を行うことも一般的ですので、インターネットでいいのではないかということを書いております。

それから、200日前ですが、こちらは昔、半年前までにというところで、接続事業関係者が検討に要する期間を考慮して半年前までにと定められたものですが、一方で「情報開示告示」のほうでは、ルータ等は提供開始の90日前でよいとなっていて、これは接続事業者の申し込みから接続開始までに要する期間を踏まえて合理的なものであるという考え方が示されたという経緯もございます。

これらを踏まえまして、届出期限については、今後は原則90日前でもよいのではないかとということです。

しかしながら、何が起こるかかわからないということもございまして、他事業者からの

要望・意見を十分考慮して、円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると総務省が認めた場合で通知を公表した場合は、200日前での範囲内でございますけれども、例えば工事日の後ろ倒しをしなければならないというルールが考えられるのではないかと考えてみました。

それから、11番以降は、意見受付の方法ですけれども、現在はNTT東日本・西日本の方で受付をされているということです。その結果が総務省に提供されるかということ、事実上、提供されるかもしれませんけれども、担保はされていないというところがございます。

しかしながら、総務省では、勧告をするかどうか、それから、工事開始日の後ろ倒しを求めるかどうかといった検討に当たっては、やはり他事業者の意見は重要ですので、こちらは意見の受付状況や、意見が提出された場合には、その内容や、それに対するNTT東日本・西日本の考え方を、ぜひご提供いただきたいと思っております。そうした内容の運用ルール、それから、そういった内容を総務省が十分考慮するというルールを定めてはどうかと考えております。

当然ではありますが、総務省に直接意見を出していただくことは、今でも可能だと思っておりますが、改めまして、その旨も明確にして表明することが適切ではないかと考えております。

ただ、この意見受付の状況につきましては、後ろの参考資料に載せていますが、これまで意見が出されたことがないとNTT東日本・西日本から伺っております。

しかしながら、こちらにつきましては、そういう制度があることによって、事前に調整等がされて届出がされているという可能性もございますので、意見受付に意味がないということにはならないかとは思いますが、1つ、その参考になるかなと思います。

それから、最後、今後の進め方ですけれども、以上はたたき台でございますので、まずは、本研究会の場で構成員、オブザーバーからのご意見を伺いたいと思っております。また、それらを参考にしつつ、省令改正につきましては、今後、諮問することを目指すということで、その辺は、また今後、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

【辻座長】 どうもご説明ありがとうございました。

基本的にいろいろな制度の枠組みをインターネット時代でスピードアップするということに、私も久しく官報という言葉聞いていませんでした。インターネット時代でまだ官

報があるということがわかりましたけれども、そのような趣旨かと思えます。

それでは、まず、構成員の皆様からご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。

【佐藤構成員】 それでは。

【辻座長】 それでは、佐藤構成員からどうぞ。

【佐藤構成員】 もう随分昔、網機能のルールを作る際に関わった気もしていて、やはりNTTが網を改造するときに、突然、網が改造されても、接続事業者は対応するのにいろいろシステムを用意したり、ビジネスを継続するのに難しいことが起こるので、ある程度早めに網改造をどういう形でやるかアナウンスして、接続事業者もそれに対応できるようにしましょうという趣旨なので、基本的にはIP化が進んでいけば、今まで入っていなかったルータになるのか、似たような設備になるのか、そういうものも必要性が高まってくれば、網機能として接続事業者に対して、ある程度の情報を早めに提供することが求められるだろうと思えます。

ただ、どの機能やどの設備が、今一番不可欠なものかというのは、私にはわからないので、接続される事業者の状況やご意見を伺いながら、どういうものがこれからの時代に網機能として開示されるべきかを議論する時代というか、時期だと思います。

あと、見ていると、今までと違って期間を少し短くしたり、簡便にということか、時間軸で言うと、少しスムーズに動くように工夫されて提案されているようにも思うから、この日にちがいいかどうかはまだわかりませんが、議論としては、今なすべきイシューだとは思っています。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかございませんでしょうか。

【相田座長代理】 それでは。

【辻座長】 それでは、相田構成員からどうぞ。

【相田座長代理】 今、佐藤先生が言われたこともあるのですが、やはり最初に網機能提供計画が出てきたときには、結局、交換機のソフトが全部カスタムだったところで、どういうものを作るかというところで、オープンにしてくださいという話でした。

ルータなどになって、基本は既製品でしょうと。だから、これを入れますと言えば、それ以上、言う必要はないのではないかみたいな雰囲気でした。でも、逆に後から出てきたものというのは、あの会社の製品が入っているのだったら、この機能はあるでしょうとい

うと、いや、実は少しカスタマイズが加わっているので、その機能がほんとうに動くかどうか、確認がとれませんか、そういう話だったりしたということです。

とにかく、先ほどもあったインターフェースやプロトコルが変わる。だから、他事業者も対応しなければいけないというのが事前に明らかなきというの、それに十分な期間をとったりしなければいけないという話と、逆にやってみたら、何か少しくまういかなところがあるというときに、今どういうものがほんとうのところは動いているのということ、事後開示するというのと、いろいろな側面があるのかなということです。

やはり昔のソフトカスタメイドから、基本は既製品というスタンスの中でもって、どういうタイミングで、どういう情報を事業者さんに示さなければいけないのかというのは、ここにも書いてあるとおおり、ニーズに応じて適切に見直しをしていくのかなというところだと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

それでは、オブザーバーの皆様方でご質問やご意見などがございましたらお願いしたいと思えます。どなたかございませんでしょうか。

それでは、NTT西日本からどうぞ。

【NTT東西】 今回、「網機能提供計画」を見直し、ルータ等に対象を広げることですについて、そういう見直しをしていくこと自体は、我々もやるべきところはあるのかなと思っていますが、IPネットワークというものは、各事業者、電力系事業者様なども含めて、皆様いろいろと自前でも構築されているところでございます。

そのような中で、どのようにルータ等の設定を行うかやカスタマイズしていくかは、ある意味、各事業者の競争力の源泉といったものでもございます。そのため、ルータの全てが「網機能提供計画」の対象ということではなくて、先ほどあったスピードアップの時代ということも含めて、規制対象は必要最小限にさせていただきたく必要があると思っています。

先ほど、相田先生がおっしゃったように、事前開示のものと事後開示のもの、どういうものが事前開示で、どういうものが事後開示かということなど、議論していったほうがよいのではないかと思っています。

その点、今回、総務省様の資料の2ページ目第6項の1行目から2行目に記載のとおり、

PSTNマイグレーションの一次答申にも書かれていますけれども、「ルータ、SIPサーバ等の設備の機能のうち、どのような機能の変更または追加に関する計画を対象にするのか」というところが議論の対象ということが明記されていますので、まず、このあたりを議論して、事前開示については、最小限のものに絞り込むといった対応は、ぜひお願いしたいと思っているところでございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、NTT東日本からどうぞ。

【NTT東西】 すみません。NTT東日本の真下でございます。

「網機能提供計画」については、先ほど、佐藤先生、相田先生がおっしゃられたとおりで思っているところもございしますが、当初、こういった制度を作っていた時代からいろいろ変わってくる中で、ぜひ、ご議論いただきたいと思う点について、少し触れさせていただきたいと思います。

1点目は、先ほどもございましたけれども、まさに市販品が使われているという点で、昔とは違った状況があるのではないかと考えています。要するに、他事業者から要望された網機能の実装についても、もちろん当社だけでは判断できないものとなっており、どうしてもメーカーの仕様に引っ張られてしまうため、どこまで聞かなければいけないかについて、当社内でも考え方を整理した方がいいのかなと考えています。少しお時間をいただいて、今後の進め方を社内でも議論した上でお話ししたいと思っているということが1点でございます。

それから、PSTNマイグレーションについては、事業者間で意識合わせをして色々な議論をしているという話を前もさせていただいたことがありますが、接続条件のすり合わせは、PSTNマイグレーションの場合、それぞれが少しずつ違ったやり方をしてきたといった歴史もございまして、どこかで条件を合わせることも必要となる中で、事業者間で話し合いをしながら、是々非々で決めるというプロセスも進んでございます。こういったものを、網機能提供計画の届出に載せてうまくいくかどうか、ちゃんと話を聞いた上で進めていただければありがたいということが2点目でございます。

それから、3点目は、繰り返しになりますが、開発フローについて、当社内で、現状の開示ルールを前提に段取りをつくってきているところもございしますので、制度を変更する際には、いろいろな面への影響も考えたいと思っています。そういった意味で、私どもでも検討した上で、どこかで意見を述べるような機会を作っていただければありがたいと思

っているところでございます。

それから、4点目が、具体的にどのような機能を対象にするかという点で、幾つか資料の中にも例示があるのですが、例えば16社に制限するというのは、別に機能としてやっているわけではないと思っております。機能としてやるものと、結果的にそうなるものなど、いろいろあると思います。その辺も少し整理させていただきたいなと思っております。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。大変有益なコメントをいただきました。ほかにございませんでしょうか。

それでは、JAIPAからお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。

この点、今、何か特に強い意見を持っているわけではないですし、あまりないとは思いますが、1つは、先ほどから出ている200日や90日。90日はそんなに問題ないかなと思いますが、これはサービスの提供開始日になっていますので、これがサービス提供開始日がいいのか、前の工事開始日がいいのかといった話や、それから、基本的には、多分機能が追加されていくことが多いと思うので、それだとあまり問題はないとは思いますが、特にデグレされる場合だったりすると、ISPのそれぞれのお客さんに対して、何か提供しているものが消えてなくなったり、そこは多分NTT東日本・西日本様のところと、ISPが微妙にずれるところが出てくる可能性があるので、今すぐこうというのは、私は答えはないんですけども、我々協会のほうで、いろいろなサービスを展開している方がいらっしゃいますので、その辺は聞いて、また報告させていただきたいなと思っております。

以上です。

【辻座長】 ぜひよろしくお願いいたします。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

【辻座長】 KDDIからどうぞ。

【KDDI】 KDDIです。

網提供機能のところ、今後、PSTNからNGNに移っていくというところで、どうしてもNGNに集約して、そこに接続事業者が接続していくといったことになっていくので、確かにその重要性は高まっていくといったところで、対象をどこまでにするのかとい

うところは議論があるとは思いますが、基本的にはマイグレの報告書にまとめられたとおりやっていくというところが必要なかなと思っています。

一方で、先ほどのインターネットのお話があったように、そういう時代になったときに、官報に載せるとか、そういうことをインターネットに載せていくとか、そういったところは必要なかなと思っています。ここで書かれているような方向性といったところは、おおむね特に問題はないのかなと思いつつ、例えばインターネットに載せるにしても、それが公表されたことに気づかない。結局、そこで問題が起こったりしてしまいますので、そういったところを、ここに書いてあるとおり、届出事項にも公表URLを載せるだとか、もしくは接続事業者は何らかの形で案内するだとか、そういったことがあってもいいのかなと思います。

また、200日前を90日にするというところにつきましても、特に接続事業者側で、例えば自社の開発が必要になるだとか、そういったものがない場合については、おおむね90日でも問題はないのかなとは思っています。実際に接続事業者側で影響があって、自分たちのシステムを変えなければいけないといったときは、やはりそれなりの期間がどうしてもかかってしまうというところがあるので、そういった場合は、ここで書かれているとおり、そういう事由を考えて延ばすというところも、対応としては必要なのではないかなと思っています。NGNに集約されていくという中で、対象に加えていくものと簡略できるものといったところを、今後議論できればいいのかなと思っております。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

ほかにご意見などはございませんでしょうか。

それでは、はい。

【池田構成員】 何を対象にすべきかどうかというのは、専門的なご議論をしていただければと思うんですけども、1つの関心は、先ほど機能として制限したわけではなくて、結果としてそうなただけというご説明でした。やはり市場の構造のあり方として、直接接続できる人が限られるというのは、競争のあり方としてはよくないと思うので、そこについてはしっかり事前の監視ができるような体制に制度設計できればと考えております。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、今日ご提示いただきました、ある意味でこれから議論を重ねていく

ところでありますので、また議論をお願いしたいと思います。

それでは、時間の都合もございますので、本日の議題はこれで終了させていただきたいと思っております。

いつものように、本日のヒアリングや検討の内容につきまして、構成員の皆様から質問やコメントがございましたら、事務局で取りまとめますので、5月11日（金）までに書面またはメールで事務局までお寄せいただければと思います。

また、議題（4）につきまして、今オブザーバーの方から非常に多くのご意見、要望、コメントがございましたものですから、議題（4）の「網機能提供計画」制度の見直しにつきましては、オブザーバーの皆さんからもコメントを受け付けたいと思っておりますので、同じく5月11日（金）までに書面またはメールにて事務局までお寄せいただけますとありがたいと思っております。何とぞよろしく願いいたします。

それでは、最後に次回の会合につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【大磯料金サービス課課長補佐】 本日はありがとうございました。

次回会合の詳細につきましては、別途、事務局よりご連絡差し上げます。

また、総務省のホームページにも開催案内を掲載したいと思います。

なお、先ほど「網機能提供計画」の見直しの論点につきまして、いろいろご議論いただきましてありがとうございました。やはりもう一度、意見を伺う場が必要ではないかと感じましたので、その方向で検討させていただきます。よろしく願いいたします。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第12回の会合を終了させていただきたいと思っております。どうもいろいろご協力ありがとうございました。

以上